

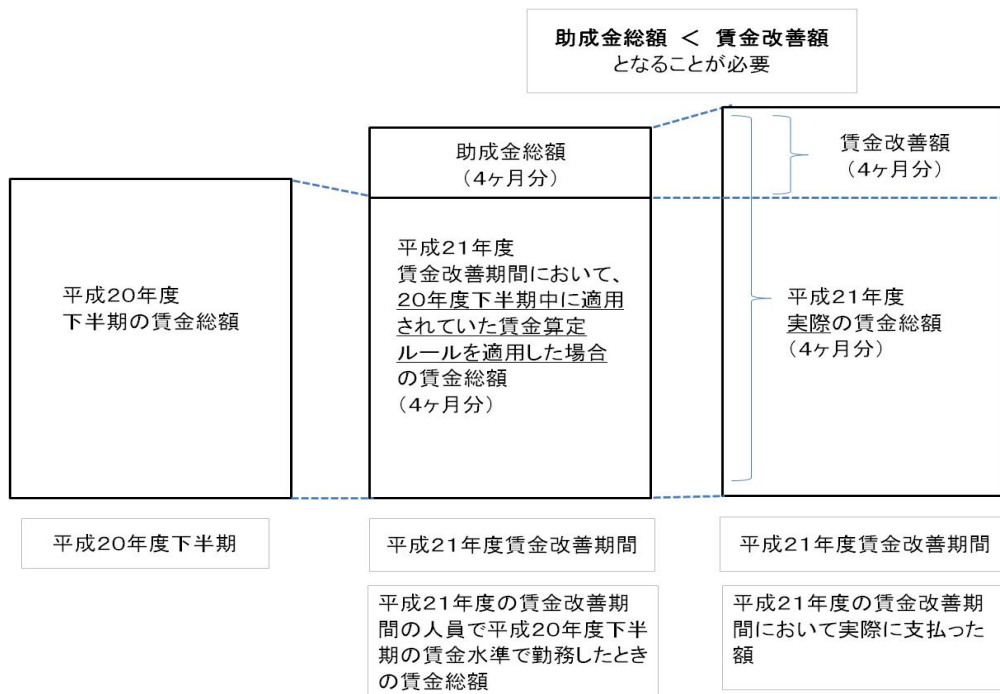
【賃金改善額の具体例】

問1

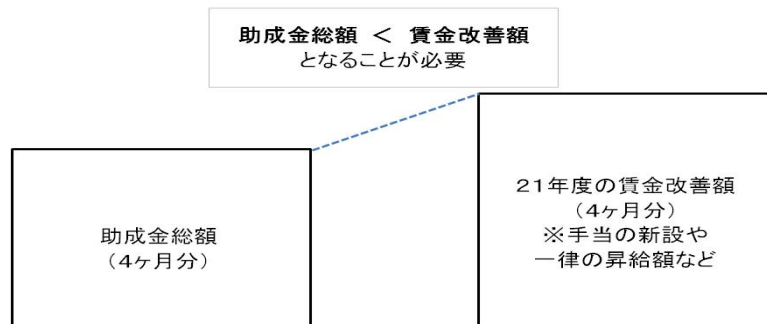
賃金改善額の具体的な内容を示してほしい。

(答) 国の示した Q&A 問 18 について、20年度下半期と比較するのは、「賃金の水準」であり、具体的に図で表すと以下①の通りとなる。なお、職員の異動等が無く、手当の新設等により賃金改善額が明確に区分できる場合は、②の通りの比較を行う。

- ① 職員の入れ替わり等があり、平成20年度下半期の賃金水準と比較する場合
※障害福祉サービス事業所（4ヶ月分）



- ② 明確に賃金改善額が区分できる場合（手当を新設、一律の昇給額等）



【大分市分事業運営安定化事業及び移行時運営安定化事業について】

問2

大分市実施分の事業運営安定化事業については、国保連に委託されていないため、処遇改善助成金を国保連に請求する際に、その金額が反映されないがどのように請求すればよいのか？

(答) 大分市実施分の事業運営安定化事業については、補助金により大分市から直接支払われています。同様に処遇改善の助成金についても国保連を通じた支払が不可能なため大分県より補助金で支払うこととなります。追って補助金交付要綱を作成・送付しますので、その内容に沿って交付申請の手続きをお願いいたします。

なお、移行時運営安定化事業についても同様です。